

我が国の海洋生物資源の資源管理指針の一部改正の概要

- 1 我が国周辺の水産資源に関する資源評価の更新（「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」と同様の内容）
- 2 「平成24年漁業・養殖業生産統計年報」による各漁業種類の漁獲量の更新
- 3 「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえた改正

変更後	変更前	変更理由
<p>【魚種別資源管理】</p> <p>9 くろまぐろ（太平洋くろまぐろ）</p> <p>(2) 資源管理目標</p> <p><u>未成魚の漁獲を2002-2004年の平均漁獲実績の50パーセントまで削減し、産卵親魚量を2015年から2024年までの間に歴史的中間値（約4.3万トン）まで回復させることを目標に管理する。</u></p> <p>(3) 資源管理措置</p> <p>太平洋くろまぐろについては、その漁獲のほとんどが未成魚によって占められており、資源の持続的かつ合理的利用を図るためには、これら未成魚の漁獲を抑制する必要がある。このため、同資源を漁獲対象としている大中型まき網漁業については、<u>未成魚の漁獲量上限を2,000トンと定め、未成魚の主漁場となっている九州西及び日本海海域において、漁獲量の削減（強度資源管理）を実施する必要がある。</u>また、成魚についても、近年の漁獲水準から増大することがないように、日本海海域において漁獲量上限の設定を実施する必要がある。</p> <p>なお、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。</p>	<p>【魚種別資源管理】</p> <p>9 くろまぐろ（太平洋くろまぐろ）</p> <p>(2) 資源管理目標</p> <p><u>未成魚の漁獲を抑制・削減することにより、親魚資源量が中長期的に適切な変動の範囲内に維持され、過去の最低水準を下回ることのないように管理する。</u></p> <p>(3) 資源管理措置</p> <p>太平洋くろまぐろについては、その漁獲のほとんどが未成魚によって占められており、資源の持続的かつ合理的利用を図るためには、これら未成魚の漁獲を抑制する必要がある。このため、同資源を漁獲対象としている大中型まき網漁業について、<u>中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の保存管理措置を踏まえ、未成魚について、漁獲量上限の設定を実施するとともに、特に、未成魚の主漁場となっている九州西海域及び日本海においては、漁獲量の削減（強度資源管理）を実施する必要がある。</u>また、成魚についても、近年の漁獲水準から増大することがないように、日本海の海域において漁獲量上限の設定を実施する必要がある。</p> <p>なお、具体的な資源管理措置については後述の漁業種類別資源管理の内容に従うものとする。</p>	<p>「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、資源管理目標を変更。</p> <p>「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、大中型まき網漁業における未成魚の漁獲量上限を2,000トンに設定。</p>

変更後	変更前	変更理由
<p>(4) その他資源管理のために取り組む事項</p> <p><u>動力漁船を使用して太平洋くろまぐろを漁獲することを目的とする曳き縄等の漁業（農林水産大臣又は都道府県知事の管理下にある一部漁業を含む。）については、広域漁業調整委員会指示による承認制に基づいて隻数管理を行うとともに、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については、免許数の抑制を図る。</u></p> <p><u>加えて、太平洋くろまぐろを漁獲する全ての漁業（大中型まき網漁業を除く。）における、未成魚の漁獲量上限を2,007トンと定め、適時的確に漁獲状況を把握するための漁獲モニタリングを実施し、これを遵守するよう努める。</u></p> <p><u>また、くろまぐろ養殖業については、養殖場の登録及び養殖実績報告を義務付けることに加え、天然種苗の漁獲増大を防ぐため、原則として、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした養殖漁場の拡大、生け簀の数や規模の拡大が行われないよう管理する。</u></p> <p><u>さらに、輸入くろまぐろについては、漁獲情報等の収集等を引き続き行い、くろまぐろ漁業・養殖業の実態の把握に努める。</u></p>	<p>(4) その他資源管理のために取り組む事項</p> <p><u>動力漁船を使用して太平洋くろまぐろを獲ることを目的とする曳き縄等の漁業（農林水産大臣又は都道府県知事の管理下にある一部漁業を含む）については、漁業法に基づく広域漁業調整委員会指示により、これまでの届出制から承認制に移行し隻数管理を行うとともに、漁獲実績報告書の提出を義務づける。</u></p> <p><u>また、くろまぐろを主たる漁獲物とする定置漁業については免許数の抑制を図る。</u></p> <p><u>さらに、くろまぐろ養殖業については、養殖場の登録及び養殖実績報告の提出の義務づけに加え、天然種苗の漁獲増大を防ぐため、原則として、天然種苗の活込尾数の増加を前提とした養殖漁場の新設、生け簀の数や規模の拡大が行われないよう管理していく。</u></p> <p><u>輸入くろまぐろについては漁獲情報の収集等を引き続き行うことにより、くろまぐろ漁業・養殖業の実態の把握に努める。</u></p>	<p>「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、太平洋くろまぐろを漁獲する全ての漁業（大中型まき網漁業を除く）における未成魚の漁獲量上限の設定及び漁獲モニタリングの実施を追加。</p>

変更後	変更前	変更理由
<p>14 その他の広域魚種について</p> <p>(1) 上記の魚種のほか、TAC対象魚種に次いで漁獲量が多く、広範囲にわたり生息し、国民生活上又は漁業上重要な魚種として、かたくちいわし、ぶり、うるめいわし、まだら及びほっけが挙げられる。</p> <p>かたくちいわしの資源の状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は減少、瀬戸内海系群の資源水準は中位、動向は横ばい、対馬暖流系群の資源水準は低位、動向は減少となっている。地域により主となる漁業種類は異なるが、まき網漁業、定置漁業、船びき網漁業等により、シラスから成魚まで満遍なく漁獲されており、特にシラスを対象とした漁業が発達した地域もある。</p> <p>ぶりの資源の状況は、資源水準は高位、動向は増加となっている。主に定置漁業及びまき網漁業により当歳魚から成魚まで漁獲されており、漁業種類や地域によって漁獲物の年齢や漁期が異なる。</p> <p>うるめいわしの資源の状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は横ばい、対馬暖流系群の資源水準は中位、動向は増加となっている。主にまき網漁業、棒受網漁業、定置漁業により漁獲されており、シラスは船びき網漁業で漁獲される。</p> <p>まだらの資源の状況は、太平洋北部系群の資源水準は高位、動向は増加、日本海系群の資源水準は高位、動向は横ばい、北海道の資源水準は高位、動向は増加となっている。主に沖合底びき網漁業で漁獲され、次いで刺し網漁業、小型底びき網漁業、延縄漁業等により漁獲される他、冬季に産卵のために接岸する大型個体が定置漁業により漁獲されている。</p> <p>これらの魚種については、資源の状況は概ね安</p>	<p>14 その他の広域魚種について</p> <p>上記の魚種のほか、TAC対象魚種に次いで漁獲量が多く、広範囲にわたり生息し、国民生活上又は漁業上重要な魚種として、かたくちいわし、ぶり、うるめいわし、まだら及びほっけが挙げられる。</p> <p>かたくちいわしの資源状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は減少、瀬戸内海系群の資源水準は中位、動向は減少、対馬暖流系群の資源水準は低位、動向は減少となっている。地域により主となる漁業種類は異なるが、まき網漁業、定置漁業、船びき網漁業等により、シラスから成魚まで満遍なく漁獲されており、特にシラスを対象とした漁業が発達した地域もある。</p> <p>ぶりの資源状況は、資源水準は高位、動向は増加となっている。主に定置漁業及びまき網漁業により当歳魚から成魚まで漁獲されており、漁業種類や地域によって漁獲物の年齢や漁期が異なる。</p> <p>うるめいわしの資源状況は、太平洋系群の資源水準は中位、動向は横ばい、対馬暖流系群の資源水準は中位、動向は増加となっている。主にまき網漁業、棒受網漁業、定置漁業により漁獲されており、シラスは船びき網漁業で漁獲される。</p> <p>まだらの資源状況は、太平洋北部系群は資源水準は高位、動向は増加、日本海系群の資源水準は中位、動向は横ばい、北海道系群の資源水準は高位、動向は増加となっている。主に沖合底びき網漁業で漁獲され、次いで刺し網漁業、小型底びき網漁業、延縄漁業等により漁獲される他、冬季に産卵のために接岸する大型個体が定置漁業により漁獲されている。</p> <p>これらの魚種については、資源状況は概ね安定して</p>	

変更後	変更前	変更理由
<p>定しているが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域における漁業管理等の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、資源管理のあり方について検討する必要がある。</p> <p>また、ほっけについては、ほぼ全てが北海道周辺海域で漁獲されており、沖合底びき網漁業、定置漁業、底建網漁業、刺し網漁業など多様な漁業で漁獲されている。資源の状況は、道北系群、道南系群、根室海峡・道東・日高・胆振の全ての資源水準が低位、動向は減少となっている。特に、ほっけ資源の大半を占める道北系群については、漁獲量及び漁獲努力量を大幅に削減するなどの強度の資源管理措置に取り組む必要がある。</p> <p><u>(2) その他、とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、資源の状況は、資源水準は低位、動向は減少が継続していることから、漁獲の7割(尾数換算)を未成魚(0～1歳)が占める実態を踏まえ、とらふぐを漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関等が参画する横断的な検討の場を設け、関係漁業者が統一的な方針の下で未成魚漁獲抑制などの資源管理に取り組む必要がある。その上で、先行して資源管理に取り組んでいる漁業者については、更なる資源管理措置を検討するなど、対応出来る分野から実行していく必要がある。</u></p>	<p>いるが、海洋環境の変化が資源の分布や漁獲の動向に影響することから、海洋環境や漁獲の動向等をモニタリングした上で、各地域における漁業管理等の情報を共有しつつ、各地域における関係者間の協議や広域漁業調整委員会の場などを通じて、資源管理のあり方について検討する必要がある。</p> <p>また、ほっけについては、ほぼ全てが北海道周辺海域で漁獲されており、沖合底びき網漁業、定置漁業、底建網漁業、刺し網漁業など多様な漁業で漁獲されている。資源状況は、道北系群、道南系群、根室海峡・道東・日高・胆振海域の全ての資源水準が低位、動向は減少となっている。特に、ほっけ資源の大半を占める道北系群については、漁獲量及び漁獲努力量を大幅に削減するなどの強度の資源管理措置に取り組む必要がある。</p>	<p>「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、とらふぐを追加</p>

変更後	変更前	変更理由
<p>【漁業種別資源管理】</p> <p>1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）</p> <p>（2）資源管理措置</p> <p>まあじ、まいわし、さば類、するめいか、太平洋くろまぐろ又はかつお等の資源を管理目標に従って回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。</p> <p><u>なお、資源管理のあり方検討会取りまとめ（平成26年7月）を踏まえ、平成26年10月から、北部太平洋海区の大中型まき網漁業において一部漁船を対象に試験的なさば類の個別割当方式による管理に着手し、数年間の活動を通じてその効果等を実証する必要がある。</u></p> <p>○休漁</p> <p>上記の措置のほか、まあじ、まいわし、さば類及びするめいかについて、年間の漁獲可能量以下の漁獲量上限を設定するとともに、資源状況及び来遊状況を踏まえて、四半期別漁獲目標量を設定する必要がある。四半期別漁獲目標量については、必要に応じて漁業者団体別に設定する。</p> <p>また、太平洋くろまぐろについて、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○九州西海域及び日本海における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定<強度資源管理></p> <p>○太平洋における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定</p> <p>上記の措置のほか、日本海における成魚の漁獲量上限を設定する必要がある。</p> <p>さらに、これまで、「マサバ太平洋系群資源回復計画」（2003年10月23日公表）で取り組んできた操業時間の制限等の措置、「日本海西部・九州西海域マアジ</p>	<p>【漁業種別資源管理】</p> <p>1 大中型まき網漁業（海外まき網漁業を除く）</p> <p>（2）資源管理措置</p> <p>まあじ、まいわし、さば類、するめいか、太平洋くろまぐろ又はかつお等の資源を管理目標に従って回復、維持又は増大させるため、漁獲可能量、制限又は条件等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>上記の措置のほか、まあじ、まいわし、さば類及びするめいかについて、年間の漁獲可能量以下の漁獲量上限を設定するとともに、資源状況及び来遊状況を踏まえて、四半期別漁獲目標量を設定する必要がある。四半期別漁獲目標量については、必要に応じて漁業者団体別に設定する。</p> <p>また、太平洋くろまぐろについて、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○九州西海域及び日本海における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定<強度資源管理></p> <p>○太平洋における太平洋くろまぐろの未成魚の漁獲量上限の設定</p> <p>上記の措置のほか、日本海における成魚の漁獲量上限を設定する必要がある。</p> <p>さらに、これまで、「マサバ太平洋系群資源回復計画」（2003年10月23日公表）で取り組んできた操業時間の制限等の措置、「日本海西部・九州西海域マアジ</p>	<p>「資源管理のあり方検討会」の取りまとめを踏まえ、一部漁船を対象に試験的なさば類の個別割当方式による管理に着手することを追加</p>

変更後	変更前	変更理由
<p>(マサバ・マイワシ)資源回復計画」(2009年3月31日公表)で取り組んできた措置についても引き続き取り組む必要がある。</p> <p>加えて、漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。</p>	<p>(マサバ・マイワシ)資源回復計画」(2009年3月31日公表)で取り組んできた措置についても引き続き取り組む必要がある。</p> <p>加えて、漁獲対象とする魚種の資源状況等を踏まえて、減船の実施についても検討する。</p>	